

議案第18号 ⑧	平成26年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ3,779万6千円を減額補正
議案第19号 ⑧	平成26年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 歳入歳出それぞれ9,650万1千円を減額補正
議案第20号 ⑧	平成26年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ94万4千円を減額補正
議案第21号 ⑧	平成26年度五霞町水道事業会計補正予算(第5号) (収益的収入及び支出)収入△269万円 (資本的収入及び支出)収入△1,444万4千円 支出△278万円 支出△1,302万5千円
発議第1号	五霞町議会委員会条例の一部を改正する条例 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の一部改正
発議第2号	五霞町議会予算特別委員会の設置 地方自治法第109条及び五霞町議会委員会条例第4条に基づき設置
陳情第1号 ⑧	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情 提出者:一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 会長 会沢隆典氏
議案第29号	平成26年度五霞町一般会計補正予算(第7号) 歳入歳出それぞれ3,471万円を追加補正
意見書第1号	「手話言語法」制定を求める意見書 地方自治法第99条による意見書を内閣総理大臣等に提出

⑧=総務文教委員会付託    ⑧=経済建設委員会付託    △=減額

○定例会において採択された陳情について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。  
提出した内容は次のとおりです。なお、文章は要約して掲載しています。

### 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、手話を使う者にとって、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたが、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。そして、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、五霞町議会は、政府と国会が次の事項を講ずるよう強く求める。

- ・手話を使う音声日本語と同様、国語と同じ位置で教育を行う
- ・聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えるよう、ろう学校及び一般校における環境整備を行う
- ・手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行う
- ・以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること